

令和8年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、令和8年度において次のとおり狩猟免許更新に係る適性検査及び講習（以下「適性検査等」という。）を実施します。

1 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

2 適性検査等の日時及び会場

別紙のとおりです。

※適性検査等の当日は、開始10分前までに受付を済ませてください。

開始時刻に遅れた場合は、追加で講習を受講いただくか、別日での再受講をお願いすることがあります。

3 受験の対象者

徳島県内に住所を有する者で、狩猟免許を現に受けており、**当該狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日まで**である者（令和5年に狩猟免許を取得又は更新した者）とします。

なお、令和6年以降に他の種類の狩猟免許を取得又は更新をした者にあつては、今回の狩猟免許の更新にあわせて、令和6年以降に取得又は更新をした狩猟免許も繰り上げて更新をすることができます。

4 検査等の内容

適性検査	視力、聴力、運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識 など

※令和8年9月14日に有効期間が満了する狩猟免許は、適性検査に不合格の場合は、更新できません。

また、有効期間までに更新手続きを行わなかった場合は、狩猟免許が失効しますのでご注意ください。

5 申請手続

狩猟免許の更新をしようとする者は、令和8年5月22日（金）から各々の検査等の日の10日前までに、次の書類等を、検査等を受けようとする会場を所管する徳島農林事務所、阿南農林事務所、美馬農林事務所（以下「農林事務所」という。）に提出してください。

（窓口申請の場合）お手数ですが、別記お問い合わせ先まで、事前に電話連絡してからお越してください。

（郵送申請の場合）封筒に「狩猟免許申請書在中」と朱書のうえ、簡易書留郵便 又は 特定記録郵便で発送してください。

※申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

	提出書類	注意事項 等
ア	狩猟免許更新申請書 (免許1種類につき 1通)	徳島県が定める様式(両面印刷)に、更新しようとする狩猟免許の種類ごとに必要事項を記入してください。 (例) わな猟と第一種銃猟を同時に更新する場合は2通必要
イ	狩猟免許更新申請手数料 (免許1種類につき 2,900円)	免許1種類につき 2,900円分の徳島県収入証紙を、更新申請書の所定の欄に貼付のうえ納付してください。 <u>※一度収納された手数料については、受験者の都合による還付はできませんので、ご注意ください。</u>
ウ	狩猟免許更新講習受験票 (写真を貼付すること)	徳島県が定める様式に、必要事項を記入してください。 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを、所定の欄に貼付してください。
エ	医師の診断書 または 猟銃・空気銃所持許可証の写し	申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。 ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの(※)にかかっている者 ※環境省令で定める病気(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第47条) ① 統合失調症 ② そううつ病(そう病及びうつ病を含みます。) ③ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。) ④ ①から③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気 イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 なお、 <u>猟銃等所持許可を現に受けている方で、当該許可証の写しを提出する場合は、医師の診断書は不要です。</u>
オ	住民票または運転免許証の写し ※銃所持許可証の写しを提出された方は、不要です。	住所地を確認できる書類を提出してください。
カ	返信用封筒 (更新後の狩猟免許の郵送を希望する場合のみ)	A4サイズが入る大きさの封筒に住所・氏名を記入のうえ、140円切手を貼付してください。 <u>※更新後の狩猟免許について、所属する地区猟友会からの受け取りを希望する場合は、提出の必要はありません。</u>

6 適性検査等の当日の携行品等

筆記用具のほか、適性試験において眼鏡や補聴器等が必要となる方は、これを併せて持参してください。

※受験票は、適性検査等の当日に受付でお渡しします。

7 合格発表

合格発表及び狩猟免許交付の方法については、検査等当日、会場でお知らせします。

8 検査結果の開示

この検査の結果については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、受験者本人が直接口頭での開示を請求することができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前9時30分から午後5時までの間に、直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けません。）

9 その他の注意事項等

- (1) 一度収納された受験手数料は、受講者の都合による還付は原則できません。また、講習日や更新しようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還についても、原則できません。
- (2) 会場によっては、駐車場の混雑が予想されますので、可能な限り公共交通機関で来場してください。
- (3) **有効期間が満了となる狩猟免許は回収しますので、令和8年9月14日までに、住所地を所管する農林事務所に返納してください。講習当日にお持ちいただいても構いません。**
- (4) **やむを得ない事情により試験を延期・中止する場合は、徳島県ホームページでお知らせいたします。あらかじめご了承ください。**

10 お問い合わせ先・申請書の提出先 (※土日祝日を除く平日午前9時30分から午後5時まで)

提出先	管轄区域	所在地	電話番号
徳島県徳島農林事務所 林業振興担当 ※吉野川農林事務所管轄を含む。	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	〒770-0855 徳島市新蔵町一丁目67	088-626-8582
徳島県阿南農林事務所 林業振興担当 ※美波農林事務所管轄を含む。	阿南市 那賀郡 海部郡	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4130
徳島県美馬農林事務所 林業振興担当 ※三好農林事務所管轄を含む。	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2291
(お問い合わせのみ) 徳島県鳥獣対策課		〒770-8570 徳島市万代町一丁目1番地	088-621-2262

(別紙)

令和8年度狩猟免許更新に係る適性検査等の日時及び会場

【徳島会場】

	日時	場所
第1回	令和8年7月7日(火) 午後1時から	徳島県徳島農林事務所東会議棟 徳島市新蔵町一丁目67
第2回	同年7月8日(水) 午後1時から	同上
第3回	同年7月9日(木) 午後1時から	同上
第4回	同年8月5日(水) 午後1時から	同上
第5回	同年8月20日(木) 午後1時から	徳島県吉野川農林事務所大会議室 吉野川市川島町宮島南中須736番地1

【阿南会場】

	日時	場所
第1回	令和8年7月9日(木) 午後1時から	徳島県美波農林事務所 美波町奥河内字弁才天17番地1
第2回	同年7月10日(金) 午後1時から	徳島県阿南農林事務所 阿南市富岡町あ王谷46
第3回	同年7月14日(火) 午後1時から	那賀町地域交流センター 那賀町和食郷字南川104番地1
第4回	同年7月16日(木) 午後1時から	海陽町役場海南庁舎 海陽町大里字上中須128
第5回	同年7月21日(火) 午後1時から	徳島県阿南農林事務所 阿南市富岡町あ王谷46

【美馬会場】

	日時	場所
第1回	令和8年7月16日(木) 午後1時30分から	三好市池田町サラダ1610番地1 三好市役所2階大会議室
第2回	同年7月23日(木) 午後1時30分から	徳島県美馬農林事務所大会議室 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
第3回	同年7月30日(木) 午後1時30分から	同上